

「現況届」の提出を お忘れなく

現況届の提出について

児童手当等を受給されている方は、毎年6月中に「現況届」を提出することになっていきます。この届は6月1日現在の養育状況を記載していただき、児童手当等を引き続き受ける資格があるかどうかを確認するためのものであり、提出がないと6月以降の手当が受けられなくなります。町では、受給者（前年度受給者）あてに係書類を送付しますので、内容をご確認のうえ、必ずご提出ください。

提出先 福祉係

現況届提出の際には次の書類の添付が必要です

- 受給者がサラリーマンなど厚生年金等加入者の場合は健康保険証の写し（国民健康保険加入者は不要です）

※今年の1月1日現在で立科町に住所がなかった方は前住所地の市区町村が発行する児童手当用証明書の提出が必要となります。

低所得の高齢者向け年金生活者等 支援臨時福祉給付金受付期間中です

賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を対象に臨時福祉給付金の申請受付を行っています。

4月中に申請書が届いている方は、支給対象者となる可能性がありますので申請をお願い致します。また、申請書が届かない方で、下記の要件全てに該当すると思われる方は、役場までお越しください。

《対象要件》

- 平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）
- 平成27年度の臨時福祉給付金の対象者
 - ・平成27年1月1日（基準日）において立科町に住民登録がある方
 - ・課税者に扶養されていない方
 - ・生活保護制度の被保護者となっていない方

《支給額》

- 対象者1人につき **30,000円**

《申請手続きについて》

- 申請先は、基準日において住民登録されている市町村となります。（基準日以降に立科町転入されている方は、前住所地が申請先となります。）

- **立科町の申請期間は
4月15日(金)～7月15日(金)**です。

※尚、受付開始期間は、市区町村によって異なります。ご注意ください。

申請、お問合せ先 役場 町民課 福祉係 電話 0267-56-2311(代) 有線 2311

手話奉仕員養成講座〈入門コース〉受講者募集のお知らせ！ 手話を覚えよう！ 手話を基礎から学べる講座です

入門コース

- 期 日 6月22日(水)～11月16日(水) 全20回
- 時 間 午後7時から9時まで
- 場 所 佐久市ボランティアセンター
(佐久市猿久保249-2)
- 対 象 者 佐久地域に居住又は勤務されている方。
手話の経験がない方、または手話を習得して活躍する意欲のある方で全課程出席できる方。
- 内 容 厚生労働省カリキュラムによる、講義および手話実技表現・基本文法等
- 受 講 料 3,000円 (別途テキスト代3,240円)
- 定 員 20名 (定員になり次第締切ります)
- 受付期間 5月23日(月)から6月10日(金)の間

お申込みお問合せ先 佐久広域連合 障害者相談支援センター 電話 0267-63-5177